暴風・大雨・洪水・大雪（特別）警報発表時の登下校対応基本マニュアル

R2　恵那市教育委員会

教育委員会
①気象情報の収集と分析
②関係機関との連携
③危機管理・対応に関する研修

基本方針
①児童生徒の安全確保を最優先
②保護者・地域と連携して子どもを守る
③実効性のある対応マニュアルの作成
④自分の命は自分で守る指導の徹底

各学校
①対応マニュアル（細則）の作成
②ハザードマップの作成と活用
③保護者への連絡手段の複線化

午前6時30分以前に、気象警報が発表された場合（自宅待機）

校長が決定

教育委員会・校区内学校・近隣校 ⇔ 連携

決定時の留意点
①気象警報発表有無の確認
②通学経路・方法、範囲等を考慮
③交通機関・通学路の状況の把握と分析
④地域の気象情報の把握と分析
例：台風の位置・規模・速度・進行方向等

留意

午前6時30分時点で解除されない場合
→ 全小・中学校

発表が予想されたり、危険が予見されたりする場合
→ 臨時休業決定 ⇔ 指導助言 / 報告 ⇔ 教育委員会
→ 保護者への連絡

午前6時30分以前に解除されている場合、または発表が予想されず安全と認められる場合
→ 授業実施

登校後、気象警報が発表された場合

校長が決定

教育委員会 ⇔ 指導助言 / 報告

校区内学校・近隣校 ⇔ 連携

・「決定時の留意点」を確認
・給食・非常食の確認 ⇔ 留意

児童生徒を安全に帰宅させうると認めた場合
→ 大人による見届け方法・下校方法の確認
→ 保護者へ連絡
→ 下　　校

小学校
①速やかに保護者に引き渡す
②集団下校させる
（特定の場所まで付き添う）
③待機後、保護者に引き渡す

中学校
④特定の場所まで付き添う
⑤通学路を巡回する
⑥特定の場所に立つ
⑦待機後、保護者に引き渡す

②、④、⑤、⑥の場合→安全に帰宅したかどうかを確認

下校が困難であると認められる場合
または、すでに戸外の通行が危険と認められる場合
→ 保護者へ連絡
→ 校内の安全な場所で待機
→ 保護者への引き渡し
→ **市災害対策本部より避難勧告等の指示が出された場合**
→ 指定の避難場所へ誘導
→ 常に連絡が取れる状態にしておく

帰宅後は、子どもだけで外出することがないよう、保護者（保護者代理人）の責任のもと行動させる

■教育委員会への報告について（別紙「災害等の状況報告について」参照）

(1) 臨時休業・授業中止の際には、校舎、校区の被害状況等とともに、速やかに報告する。
(2) 登校・登園してから気象警報が発表され、授業中止となった際には、速やかに下校時刻、下校方法、対応等を報告する。
(3) 非常変災時・警報発表時においては、退校する際に、職員の連絡体制の確認、施設、児童生徒、校区の状況等について報告する。

■気象警報発表時の給食業務の取扱について

(1) **9時30分前に気象警報が発表された場合**には、給食を中止する。
(2) 9時30分以降に気象警報が発表された場合には、児童生徒の安全を最優先に考慮し、給食を中止するかどうかについて市教育委員会と相談の上で校長が決定する。
(3) なお、(1)(2)において児童生徒を学校に待機させ、午後に至る場合には、非常食を利用する。